

宮城県告示第八百九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 登米市
- 二 事業の種類 登米市立米谷病院建設事業
- 三 起業地
  - 1 収用の部分 宮城県登米市東和町米谷字元町地内
  - 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

- 1 第一号要件 登米市立米谷病院建設事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体（登米市）が設置する病院に関するものであり、法第三条第二十四号に該当する。  
したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。
- 2 第二号要件 本件事業の起業者である登米市は、地方公共団体であり、本件事業に係る予算措置も講じられていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断される。  
したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。
- 3 第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、登米市が平成二十四年二月に策定し、平成二十六年一月に「第六次宮城県地域医療計画」の方向性を踏まえて改訂した「第二次登米市立病院改革プラン」の中で、登米市民病院を中心に豊里病院と米谷病院の二病院が療養機能を担い支える体制で三病院の機能分担を明確にし、米谷病院は一般病床に療養病床を付加した適正規模の療養型病院として整備するものとしている。また、本件事業は、平成二十七年十二月に登米市が策定した第二次登米市総合計画の基本計画の基本政策としても位置付けられているものである。

現病院は昭和五十三年に建設されて以来、増改築を繰り返しながら、地域住民の医療需要に対応してきたが、東日本大震災の影響もあり、避難経路の幅員不足、水道配管からの漏水、病室数と病室スペースの不足による患者の感染症発生が危惧されるなど、施設の老朽化、狭隘化が顕著となっている。また、来院患者用駐車スペースの不足により、病院の隣接地へ駐車する車両が多数発生していることから、交通安全上も危険な状況となっている。また、登米市内で療養病床を有する豊里病院が常時ほぼ満床の状態となっていることから、急性期治療の終了後に、療養病床を有した遠隔地の民間病院へ転院せざるを得ないケースも多いなど、患者の家族の精神的及び経済的負担も増大している状況にある。

このような状況にある中、本件事業の施行により、現病院が抱えていた施設の老朽化、狭隘化の解消、来院患者用駐車スペース不足への対応が可能となり、耐震性をはじめとした十分な防災能力を新病院は備えることができることになる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## (二) 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）に規定する環境影響評価が義務付けられた事業には該当していない。

そのため、環境分野における既存資料の調査に加え、宮城県（環境生活部自然保護課）に対し、本件起業地及び周辺地における希少野生動植物情報提供に係る申請を行ったところ、本件起業地を含む登米市東和町米谷地区には、宮城県レッドリスト等に掲載のある、哺乳類、鳥類、両生類、淡水魚類の希少野生動物全十六種の生息・目撃情報がある旨の回答を得た。その情報を、本件起業地の近傍を通過する一般国道四十五号三陸縦貫自動車道建設時の環境影響評価書中の現地調査結果と照合したところ、本件起業地の東側及び南側約1km付近で、準絶滅危惧種の鳥類（猛禽類）「ハイタカ」と「チョウヒ」のほか、要注目種の鳥類である「マガン」の計三種の飛翔が確認された。しかし、本件起業地は市街地であり、周辺地も河川堤防と住宅地域として利用されているため、営巣地が存在する環境にはないものと考えられる。その上で起業者としては、今後の工事施工にあたり、飛翔、営巣が確認された場合には、影響を最小限とする工事範囲の見直しや重機類の変更等の対策を講じることとしている。

また、本件起業地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

さらに、本件起業地の約九十四パーセントが現病院敷地であることから、本件事業の施行による起業地を含む周辺地域に与える土地利用上の影響は少ないものと考えられる。その上で起業者は、本件事業の施行に当たって、工事施工業者に対して大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）や騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）など関連する法律に定める規制基準を遵守した施工計画を提出させ、周辺住民の安全及び安心に努めていくこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

## (三) 事業計画の合理性について

新病院については、宮城県内における同程度の規模の自治体病院との比較による算定を参考に一病床当たりの床面積を算出し、一般病床数については現米谷病院の過去数年間の平均利用率、療養病床数については現在療養病床を有している豊里病院における平均在院日数等を踏まえ病床数等を算出している。内部の規格等については、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）に準拠する計画としている。駐車場については、外来診療の主な受付時間帯中に一日の来院患者の約九十パーセントが集中し、受付後、診療、調剤、会計まで駐車することを想定するとともに、一部、午後受付のある小児科や

予約診療の患者数が約十パーセント程度見込まれることなどから算出した必要な駐車台数を基にした計画となっている。さらに、本件事業は、登米市が策定した「登米市立米谷病院整備基本計画」中で現在地を含め新病院の建設が可能な一団の土地として検討した複数の建設候補地間の比較を経て、現病院が位置する登米市東和町米谷字元町地内において、現病院敷地の拡張による建替えに絞り、その中でもさらに複数の隣接地について比較検討を行い、土地利用に与える影響、経済性を始め、総合的に最も合理的であることを理由に申請案を選定していることから、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

#### (四) 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

### 4 第四号要件

#### (一) 本件事業を早期に施行する必要性について

施設の老朽化や耐震基準を満たしていないこと等から、平成十八年には鉄筋コンクリート造四階建ての一般病棟が使用中止となり、東日本大震災後には病棟を解体、一般病床数は百三十三床から現在の四十九床への減床を余儀なくされている。また、3(一)で述べたとおり、交通安全上も危険な状況にある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いと認められる。

#### (二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると判断されるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと認められる。

### 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

登米市医療局経営管理部企画課（登米市立登米市民病院内）